

令和8年度

八郎潟地区 消防用設備点検業務委託 特記仕様書

1. 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下共通仕様書という）による。

2. 業務内容

受注者は、八郎潟基幹施設である南部排水機場、北部排水機場および防潮水門に設置されている消防用設備保全のため、消防法第17条の3の3に基づく点検業務を行うものである。

3. 対象施設及び設備

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1)南部排水機場 | 南秋田郡大潟村字西野190－1 |
| (2)北部排水機場 | 南秋田郡大潟村字東野190－1 |
| (3)防潮水門 | 男鹿市船越字八郎谷地266 |

※点検周期・回数・数量については、別紙「消防用設備点検数量集計表」のとおり。

4. 点検の方法

点検は、共通仕様書で定める消防用設備等の種類に応じた資格を有するものが消防庁告示等の基準により行うものとし、点検時期については発注者と協議のうえ実施するものとする。

また、消火器は外観点検のほか、機能点検も行うものとし、その対象抜き取り数及び、放射能力の実施については、発注者と協議のうえ実施するものとする。

5. 点検結果の通知

受注者は、点検の結果、施設の保全に支障を来す恐れがあると判断される事項がある場合には、その補修・修理の内容を付したうえで発注者に点検結果を通知しなければならない。

6. 提出書類及び時期

受注者は、各点検を実施したあと、速やかに消防用設備等点検結果報告書に各種点検票を添付のうえ発注者に提出し、内容について確認を受けるものとする。

7. その他

この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項等については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

消防用設備点検数量集計表(南部・北部排水機場・防潮水門 合計)

八郎潟地区 消防用設備点検業務委託

機器・装置内容	項目	分類等		点検周期	年回数	数量	単位	備 考
1. 消火器	機器点検	粉末消火器	加圧式、蓄圧式	6M	2	56	本	
2. 自動火災報知設備	機器点検	受信機P型1級	19回線以下	6M	1	2	面	南部17・北部13回線
	機器点検	差動式分布型感知器	50個まで	6M	2	26	個	
	機器点検	差動式スポット型感知器	50個まで	6M	2	50	個	
	機器点検	差動式スポット型感知器	51～100個まで	6M	2	31	個	
	機器点検	定温式スポット型感知器	50個まで	6M	2	24	個	
	機器点検	煙感知器	50個まで	6M	1	32	個	
	機器点検	P型1級発信機		6M	2	15	個	
	機器点検	表示灯		6M	2	15	灯	
	機器点検	音響装置		6M	2	19	個	
	機器点検及び総合点検	受信機P型1級	19回線以下	1Y	1	2	面	南部17・北部13回線
	機器点検及び総合点検	煙感知器	50個まで	1Y	1	32	個	
3. 誘導灯	機器点検	誘導灯	50灯まで	6M	2	50	灯	
	機器点検	誘導灯	51～100灯まで	6M	2	6	灯	
	機器点検	誘導標識		6M	2	12	枚	
4. 排煙設備	機器点検	防火戸 ドア式S型	50枚まで	6M	2	3	枚	
	機器点検	電動シャッター	50枚まで	6M	2	4	枚	
5. 配線	総合点検	絶縁抵抗測定及び配線点検		1Y	1	2	式	南・北 2排水機場